

市第116号議案

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部改正

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市障害者スポーツ文化センター条例（平成4年3月横浜市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者その他市長がこれに準ずると認めた者をいう。

第4条第2号中「及び視聴覚室」を「、視聴覚室及び創作工房」に改め、同条第3号中「創作工房、」を削る。

別表中表の部分を次のように改める。

種 別			利 用 料 金 (貸切り)		利 用 料 金 (個 人)		
			単 位	金 額	単 位	金 額	
						大 人	子 供
大 体 育	メ イ ン ア リ ー ナ	全 面	1日につ き	19,000		円	円
		半 面	同	9,500			

室	サウンドテーブル テニス室		1室、1 日につき	4,600	1日につ き	500	250
小	体 育 室		1日につ き	4,800			
プ	ー ル		1コース 、1日につ き	11,500			
フィットネスルーム			1日につ き	4,600			
屋 外 グ ラ ウ ン ド	グラウンド	全 面	同	13,800			
		半 面	同	6,900			
	100メートル走路		同	4,600			
	テニスコート		同	6,900			
	地下トラック		同	6,900			
地 下 グ ラ ウ ン ド	アーチェリー場		同	6,900			
	バウンドテニスコート		1面、1 日につき	2,300			
	ローンボウルス場		1日につ き	2,300			
	ボウリングルーム			1レーン 、1日につ き	18,400	1ゲーム につき	400
ホ ー ル	日曜日、土曜 日及び休日		1日につ き	25,000			
	その他の日		同	20,000			
多 目 的 室			同	10,000			
大 会 議 室	全 面		同	10,000			
	半 面		同	5,000			
小 会 議 室			同	2,000			
和	室		1室、1 日につき	2,000			

視 聴 覚 室	1日につき	7,400
創 作 工 房	1室、1日につき	6,900
附 帯 設 備	1式、1台又は1双、1日につき	24,000

別表（備考）7中「ホール」を「センターの施設」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市障害者スポーツ文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの貸切利用に係る利用料金を改定する等のため、横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正したいので提案する。